

令和3年度福祉就労強化事業委託業務 仕様書（案）

1 業務等の目的

障がい者就労継続支援事業所等の利用者の工賃向上のため、地域連携促進コーディネーター等を配置し、事業所に対する助言、企業・農業者等との連携や事業所間の連絡調整などを行い、事業所が行う生産活動の拡大等の取組を支援する。

2 業務等の実施場所

県内一円

3 業務等の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 業務等の内容

(1) 地域連携促進コーディネーターの配置

ア 配置の目的

地域性や事業所の特色に応じた個別の相談に加え、地域の企業・農業者等と事業所間の連携促進等の支援を行い、地域のニーズに応じた事業展開などを通じて、事業所の工賃アップを図る。

イ 地域連携促進コーディネーターに求められる視点

民間企業の経営手法を熟知し、事業所にその手法をアドバイスできる者であって、地域の企業や農業者等と連絡調整能力を有すること

ウ 業務内容

- (ア) 工賃向上計画（※注）の実行上のアドバイスを行う。
- (イ) 経営内容や作業内容を把握し、工賃アップに向けたアドバイスを行う。
- (ウ) 事業所間の連携を促進するとともに、連携を前提とした事業を企画する。
- (エ) 企業や農業者等を訪問し、ニーズや課題の把握等を通じて、事業所の業務受注の開拓を支援するほか、自主製品の販路開拓支援や施設外就労の開拓支援を行う。
- (オ) 企業や農業者等との業務取引などに関するコーディネートを行う。
- (カ) 企業等と事業所間のネットワークを構築し連携を図る。
- (キ) その他工賃アップに関する支援を行う。
- (ク) 上記の(ア)から(キ)の業務は、事業所が主体的に工賃アップに取り組むことができるようにする観点から行う。

（※注：平成24年4月11日付け障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（最終改正：平成30年2月28日付け障発0228第3号同部長通知）』に示された事業所等が作成する計画。以下同じ。）

エ 配置人数、配置か所等

- (ア) 原則として、4人以上を配置する。
- (イ) 配置地域は、以下の例を参考に、支援が広く引き届くよう工夫する。

【配置例】

東信地区（佐久・上小圏域）、南信地区（諏訪・上伊那・飯伊圏域）、中信地区（木曾・松本・大北圏域）及び北信地区（長野・北信圏域）等、地区ごとに1人

- (ウ) 配置場所は、障がい者総合支援センター等の障がい者支援の連携ができる場所とする。
- (エ) 配置期間は、原則として、委託期間内は常に配置する。

(ホ) 地域連携促進コーディネーターは、年度当初に目標を設定して取り組むこととする。

(2) 福祉就労コーディネーターの配置

ア 配置の目的

共同受注に係る取組及び福祉就労強化事業全体を効果的に推進するための企画、調整を行う。

イ 福祉就労コーディネーターに求められる視点

共同受注のための事業所等の職員、関係機関等との連携・調整能力のほか、セミナー等の企画力があること。

ウ 業務内容

(ア) 福祉就労強化事業全体の企画、調整を行う。

(イ) 大規模イベントでの販売や大量の作業の受注等、事業所単独では実施困難で、広域での複数事業所の共同実施がより効果的である各種事業を企画、調整する(共同受注、共同販売業務強化支援)。

(ウ) 共同受注窓口における情報提供体制の構築を図るため、関係者による協議会を運営するなど、共同受注窓口の強化を行う。

(エ) 次の(3)～(5)に記載された事業の企画、調整及び運営等を担当する。

エ 配置数

原則として、1人以上配置する。

オ 配置期間

原則として、委託期間内は常に配置する。

カ 福祉就労コーディネーターは、年度当初に目標を設定して取り組むものとする。

(3) 民間の専門技能活用支援事業

県内外において、先駆的な取組を行なっている民間の専門技能を有する多様な人材を事業所のニーズに応じて派遣し、又は講座を設けるなど、経営改善や工賃アップに向けた取組の実践を支援する(詳細は、別紙1「民間の専門技能活用支援事業」のとおり)。

(4) 工賃アップのためのセミナーの開催等

ア 目的

工賃向上のため、事業所職員がその意義や経営改善等の手法を学ぶ機会を設ける。

イ 対象者

事業所等の管理職にある者及び直接支援にあたる職員等

ウ 実施方法

講演、シンポジウム、現地視察等

エ 実施内容

対象者別に内容を変えるなど工夫する。なお、以下の例を参考に実施する。

- ・工賃向上の基本的な考え方
- ・工賃向上の目的や取組について事業所職員が共通意識を持つための手法
- ・企業的な経営手法や経営改善のための手法
- ・HACCPなどの品質基準を確保するための手法
- ・インターネットやSNS等を活用して事業を実施するための手法 等

オ 開催回数

2回以上とする。

カ 参加事業所数の目標

50事業所以上

(5) 農業就労チャレンジ事業

ア 農業就労チャレンジコーディネーターの配置

(ア) 配置の目的

農業就労チャレンジ事業を効果的に推進するため、各地域で農業者と事業所の就労に関する仲介を行う地域連携促進コーディネーターの業務の総合調整を行うとともに、農業就労チャレンジサポーター（以下「サポーター」という。）の派遣に必要な事務を行う。

(イ) 求められる視点

事業所の状況や農業者等の状況を一定程度把握し、地域連携促進コーディネーターや農業者等との連絡調整、サポーターの派遣及び報酬の支払い等の事務を行うことができること。

(ウ) 業務内容

- 県全体のコーディネート総括、地域連携促進コーディネーターによる仲介の状況や課題等の把握・整理などの進捗管理
- 地域連携促進コーディネーターに対する仲介等に関する助言
- サポーターの登録、派遣及び報酬支払等の事務
- サポーターから報告される事案・課題の整理
- 事業所への情報提供
- 障がい者の就農支援

(エ) 配置数

原則として、2人以上配置する。

(オ) 配置期間

原則として、委託期間内は常に配置する。

イ サポーターの派遣

詳細は、別紙2「農業就労チャレンジ事業仕様書」のとおり

ウ 農福連携マルシェの開催

詳細は、別紙2「農業就労チャレンジ事業仕様書」のとおり

エ 農福連携シンポジウムの開催

詳細は、別紙2「農業就労チャレンジ事業仕様書」のとおり

5 業務等の実施体制

- (1) 福祉就労強化事業全体を総括し、事業を効果的に推進するための企画、調整機能を有する拠点を県内の1か所に設置すること。なお、この役割を担う福祉就労コーディネーターは、当該拠点に配置すること。
- (2) 地域連携促進コーディネーターを県下4か所以上・各1人以上を配置すること。
- (3) 農業就労チャレンジコーディネーターを2人以上配置すること。
- (4) 必要に応じて、関係機関（就労移行支援事業所等の障害福祉サービス事業者や障がい者総合支援センター、行政機関等）と連携すること

6 予算執行者との協議及び予算執行者への報告に関する事項

- (1) 受託者と予算執行者は、必要に応じて、業務等の取組に関する内容・手法等に関して協議を行うものとする。
- (2) 業務等の内容または仕様書に定めのない事項に関して疑問が生じたときは、その都度協議するものとする。
- (3) 受託者は一月の業務が終了する毎に、業務に関する報告を行うこと。
- (4) 上記(1)から(3)の協議・報告及び情報の共有のため、定期的な打合せ会議を行う

(会議の開催頻度や日程等は双方協議の上決定する)。

7 業務等に要する経費の限度額

36,351,000 円 (うち消費税相当額 3,304,636 円)

8 その他業務等の実施のために必要な事項 (事業の対象となる事業所等)

- (1) 福祉就労強化事業の対象となる事業所等は、4 (3) 及び(4)の事業を除き、平成 24 年 4 月 11 日付け障発 0411 第 4 号で厚生労働省から発出された『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』によるものとし、原則として就労継続支援 B 型事業所を対象とする。
- (2) 4 (3) 及び(4)の対象となる障害者就労施設等は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 2 項第 1 号から第 2 号で規定する団体等を対象とする。

民間の専門技能活用支援事業仕様書(案)

事業内容	対象経費
<p>県内外において、先駆的な取組を行っている等、民間の専門技能を有する多様な人材を下記の基準により事業所の要請に応じて派遣する。</p> <p>1 単独の事業所に対して派遣する場合の基準 工賃向上計画に基づき工賃アップに取り組む事業所等に対する派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣回数 1回 ・派遣に要する経費負担 1回あたり 47,000円（上限額の目安）※ <p>※これによりがたい場合は、別途協議する。</p> <p>2 複数の事業所が連携して行う事業に対して派遣する場合の基準</p> <p>(1) 連携プロジェクト（一般） 運営法人を異にする事業所が、3施設以上で連携して行う工賃アップにつながる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣回数 1回※ ※ただし、1において1回派遣を受けていても派遣可能。 ・派遣に要する経費負担（上限額の目安） 1回あたり 94,000円 <p>(2) 連携プロジェクト（特別） 特に効果が期待できる連携事業に対しては別途協議し、この予算の範囲内で支援を行う。</p> <p>3 その他 仕様書の内容または仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。</p>	<p>専門技能を有する者を事業所等に派遣し、助言、指導等を行うのに要する次の経費</p> <p>報償費、旅費、需用費（教材及びサンプル費）、賃借料及び使用料</p>

別紙 2

農業就労チャレンジ事業仕様書(案)

1 農業就労チャレンジサポーターの派遣

- (1) 農業チャレンジサポーター（以下「サポーター」という。）派遣の報酬は〇〇〇〇〇〇円の範囲内で交付する。
- (2) サポーターとして登録した者を下記の基準で派遣し、派遣時間に応じた報酬を支払う。
 - ア 農業者からの依頼により行う農作業（施設外就労）に派遣する場合の基準
 - ・報酬単価：1時間 1,000円
 - ・活動時間：50時間まで※
 - ・活動件数：40件まで
 - イ 事業所が自ら取り組む農作業（施設内就労）に派遣する場合の基準
 - ・報酬単価：1時間 1,000円
 - ・活動時間：50時間まで※
 - ・活動件数：30件まで
 - ウ 林業者からの依頼により行う作業（施設外就労）又は林業を行う事業所に派遣する場合の基準
 - ・報酬単価：1時間 1,000円
 - ・活動時間：50時間まで※
 - ・活動件数：10件まで
- (3) サポーターとして登録した者で、自宅又は勤務先から片道10km以上の距離を移動して業務を行う者には、交通費として1km当たり30円を予算の範囲内で支払う。

※ただし、福祉就労強化事業受託者と長野県で協議の上、必要と認められた場合は、100時間を上限に活動時間を延長できるものとする。

2 農福連携マルシェの開催

(1) 目的

農業就労チャレンジ事業に参加した事業所及び農業者等の製品・農産物の展示販売等を行い、農福連携事業の周知を図るとともに、障がい者理解を深める。

(2) 参加対象者（出展者）

農業就労チャレンジ事業に参加した事業所、農業者及び農産物・加工品を生産している事業所等

(3) 実施内容

事業所及び農業者等が生産した商品の展示販売会を行う。

(4) 実施にあたっての留意事項

- ア 農産物の販売等を目的とした他のイベントとの共催や地域の催事への参加など、効果的な集客に配慮して実施する。
- イ 事業所等が生産する商品の販路拡大や障がい者の工賃向上につながるよう工夫する。

3 農福連携シンポジウムの開催

(1) 目的

農業分野での障がい者の就労の場の拡大のため、事業所等が行う農福連携の取組に関して、県民の理解を深める。

(2) 参加対象者

- ア 就労継続支援事業所等（農業就労チャレンジ事業に参加していない事業所を含む）

- イ 農業就労チャレンジサポーター
- ウ 農業者
- エ 行政関係者
- オ 農業に関わりのある企業・団体

(3)実施内容

農業就労チャレンジ事業の事業報告を行うとともに、全国で農福連携に先進的に取り組んでいる農業者等により基調講演・パネルディスカッションを行う。
また、併せて、事業所等の工賃等の現状や工賃向上の取組の紹介などを行う。

4 その他

上記1の活動件数については、活動状況に応じて、別途協議し変更できるものとする。
また、仕様書の内容または仕様書に定めのない事項に関して疑問が生じたときは、その都度協議するものとする。